

初めて「琉球人は先住民族」と認めた大阪高裁判決から2年

琉球人遺骨の返還を求める

練馬の集会

知っていますか？

2年前の2023年の9月22日、「琉球人は先住民族」と認める初めての判決が出ました。

「琉球人遺骨返還請求訴訟」の「大阪高裁判決」です。

同訴訟は、1929年に京都帝国大学助教授の金関丈夫が沖縄県・今帰仁村にある百按司墓から盗掘した遺骨を隠匿している京都大学に遺骨の返還を求めたものでした。

残念ながら、返還請求そのものは退けられました。

植民地支配責任を踏まえ、先住民の権利を認め、遺骨を返還することは、国際的トレンドになっています。

にもかかわらず、返還請求は退けられてしまったのです。

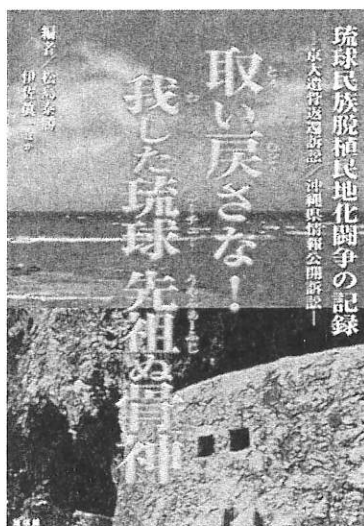
京都大学は原告らとの対話すら一貫して拒否しています。形質人類学者たちの日本人類学会は、返還に応じないように求める声明を発しました。

今年5月、京大は遺骨を今帰仁村教育委員会に「移管」しました。しかし、その「移管」には大きな問題点があります。移管協定書には、元のお墓に再埋葬しない、研究を続けるの2点が含まれているのです。

こうした大学や研究者の姿勢は、何を物語っているのでしょうか。優生思想に基づき「自民族の優秀性」を証明するために遺骨の収集したことを肯定し、そうした研究を今後もしていきたいと考えているからだと思います。

初めて「琉球人は先住民族」と認める判決が出たことの意義。その一方で、返還は頑なに認められないことが何を意味するのか。そして遺骨返還をどうして求め、それを通して何を目指していくのか。「琉球人遺骨返還を求める会／関東」の事務局長の與儀睦美さんのお話を伺い、遺骨返還を求める声にどう応えていくのか、考えていきたいと思っています。

琉球人遺骨返還請求訴訟自体を知らなかったという方にも、この機会に、知っていただきたいと思っています。是非、ご参加ください。



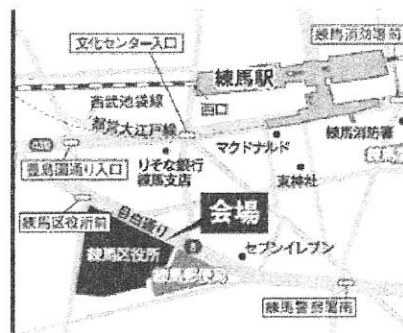
日時 9月26日(金) 18:20 開場 18:30 開始

会場 練馬区役所本庁舎 20階交流会場

お話 ヨギムツミ
與儀睦美さん

(琉球人遺骨返還を求める会／関東 事務局長)

※資料代 500円



呼びかけ 戦争に協力しない！させない！練馬アクション連絡先 090-5208-5803(池田)